

## 令和7年第5回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和7年5月13日、午前9時30分から、消防署講堂において、令和7年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）  
白井 妙子  
北川 英一  
田中 教仁  
上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

|          |        |
|----------|--------|
| 教育部長     | 佐藤 知子  |
| 教育指導担当部長 | 野村 洋介  |
| 教育総務課長   | 栢場 恵子  |
| 学務課長     | 涌田 恵一郎 |
| 指導課長     | 長澤 慎哉  |
| 生涯学習課長   | 小林 伸也  |
| 学校給食課長   | 中島 英   |
| 図書館課長    | 久野 由人  |

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広  
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第16号議案  
「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第5 第17号議案  
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和7年度）の解任及び任命について」
- (6) 日程第6 第18号議案  
「稲城市立図書館協議会委員（令和7年度及び令和8年度）の任命について」

- (7) 日程第7 第19号議案  
「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図  
書採択要領について」
- (8) 日程第8 第20号議案  
「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図  
書の調査・研究の諮問について」
- (9) 日程第9 報告事項

教 育 長      ただ今から、令和7年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第１ 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長      ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、上林委員に  
                         お願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長      ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決しました。

次に、日程第３「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

学務課長 1 学校給食費未納者への対応について  
2 令和7年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について  
3 令和7年度児童・生徒数・学級数（令和7年4月1日現在）について

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 学校訪問事業について
- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について

- 6 放課後子ども教室参加状況（3月分）について
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について

- 学校給食課長
- 1 令和7年度第1回給食主任会について
  - 2 令和7年度1学期学校給食開始について
  - 3 令和7年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について（再掲）

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 城山体験学習館の主な事業について

教 育 長      教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第16号議案、日程第7 第19号議案及び日程第8 第20号議案を先に行い、その後日程第5 第17号議案、日程第6 第18号議案及び日程第9 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第4 第16号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、教育委員会の公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その所在を明確にするため、原則永年保存とするよう稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長      それでは、ご説明させていただきます。

資料は1枚お戻りいただきまして、第16号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」をお開きください。

提案の理由でございます。

稲城市教育委員会（事務局、学校、その他の教育機関及びこれらの長並びにこれらの長の補助機関を含む。）の公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その所在を明確にするため、原則永年保存するよう同規則を改正するものでございます。

3ページ目をご覧ください。議案の概要を説明させていただきます。

改正の内容でございます。第4条第2項関係の改正でございます。公印管守者は、公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その印章を速やかに教育長に引継ぎ、教育長は、前項の引継ぎを受けた印章を永久に保存することを規定いたします。

この規則は、公布の日から施行いたします。

なお、参考に記載しておりますのが、現在の稲城市教育委員会公印規則

でございます。この規則では、第4条、公印管守者は、公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その印章を速やかに教育長に引き継がなければならない、第2項といたしまして、教育長は、前項の引継ぎを受けた印章を、引継ぎを受けた日から起算して5年間保存し、その後は保存期間を経過したものについては、裁断又は焼却等の方法により、これを廃棄しなければならないという規則でございます。こちらを市長部局に合わせまして、永年保存するという形に規則に改正するものでございます。

以上でございます。

教 育 長     以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

( なしの声あり )

教 育 長     特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより第16号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長     挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第19号議案「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長     それでは、令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領についてご説明をいたします。

では、第19号議案の7ページをお開きください。

内容でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、教育委員会は稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、本案を提出するものです。

それでは、項目ごとにご説明をいたします。2ページにお戻りください。

まず、1 目的でございます。この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために必要な事項を定めることといたしました。

次に、2 採択の方法でございます。小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに、文部科学省検定以外の教科用図書から種目ごとに採択をすることになります。

なお、特別支援学級において、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用することになります。

次に、3 採択の方針でございます。(1)の留意事項として、3点ございます。

1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公平に行うこと。2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて創意・工夫をすることといたしました。

(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。

(3)といたしまして、調査研究につきましては、主に内容、構成上の工夫、その他（教科ごとの特性や特徴）について調査研究を行うことといたしました。

3ページをご覧ください。

(4)といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択することといたしました。

4 採択の時期でございますが、令和7年8月31日までに採択を行うこととしております。

5 採択のための機関・組織・職務でございます。

(1)教育委員会、(2)審議会、(3)調査研究委員会、この3つの機関、組織、職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

(2)の審議会でございます。4ページをご覧ください。

③審議会の定数・組織につきましては、特別支援学級設置校長6人以内で組織をいたします。

さらに、(3)調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として、各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行ってまいります。

5ページをご覧ください。6の留意事項でございます。

(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取

り扱うものいたします。

また、(2)といたしまして、採択、審議、調査研究の際も、公正確保のために記載のとおり6項目を定めてまいりたいと存じます。

6ページにつきましては、記載のとおりでございます。

令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領についての説明は以上でございます。

教 育 長     以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

田中委員。

田中委員     教えていただきたいところは、この要領は毎年策定されるものだというふうに理解しているのですが、昨年度と今年度で何か大きな変更点があるのかないのか。ある場合にはどの箇所かを教えていただけますでしょうか。

教 育 長     指導課長。

指導課長     今、田中委員からご質問いただきました採択要領の変更点でございますけれども、こちらは令和7年度のものとは大きな変更点はございません。

教 育 長     ほかにいかがでしょうか。

( なしの声あり )

教 育 長     それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第19号議案「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長     挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 第20号議案「令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和8年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。  
指導課長。

指導課長     それでは、令和８年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきましてご説明をいたします。こちら第20号議案をご覧ください。

まず、３ページをご覧ください。

令和８年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、特別支援学級教科用図書審議会に調査・研究を諮問するため、本案を提出するものでございます。なお、特別支援学級教科用図書審議会から調査・研究結果の答申を受けた後、特別支援学級教科用図書を採択することになります。

具体的な日程につきましては、本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問を行い、令和７年７月31日までに審議会から答申をいただき、８月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明については以上でございます。

教 育 長     以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（ なしの声あり ）

教 育 長     それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第20号議案「令和８年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長     挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第５ 第17号議案、日程第６ 第18号議案及び日程第９ 報告事項を議題といたします。

第17号議案及び第18号議案は人事案件、報告事項は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長     ご異議なしと認めます。よって、第17号議案、第18号議案及び報告事項を非公開審議といたします。



これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※指導課長を除く全課長及び傍聴者は退室する。

(これより第17号議案、第18号議案及び報告事項は非公開審議)

---

非公開審議

---

(これにて第17号議案、第18号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

( 暫時休憩 )

教 育 長 再開いたします。

これより、第17号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和7年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第18号議案「稲城市立図書館協議会委員（令和7年度及び令和8年度）の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前10時21分閉会)